

令和8年6月25日 開 会

令和8年6月25日 閉 会

第 37 回 総 会 議 事 録

十 日 町 市 農 業 委 員 会

第37回十日町市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年6月25日（木）午後2時00分から午後2時55分

2. 開催場所 中里支所 3階 大会議室

3. 出席委員

①農業委員 24名

会 長 8番 村山 隆義

会長職務代理 7番 古高 悟

1番 南雲 正隆	9番 田村 実義	15番 佐藤 三代治	21番 根津 徳男
2番 村越 益男	10番 村山 浩一	16番 児玉 芳洋	
3番 樋口 則雄	11番 近藤 元	17番 樋口 正州	23番 村山 太郎
4番 富井 公一	12番 高橋 清一	18番 北村 公太郎	24番 吉楽 広志
5番 岩田 稔	13番 佐野 幸男	19番 菅井 太一	
6番 長谷川 東	14番 高橋 松雄	20番 若井 君男	

欠席委員 22番 福嶋 恭子

②推進委員（招集委員 3名）

6番 池田 征一	15番 小海 輝忠	30番 佐藤 一重
----------	-----------	-----------

欠席委員：なし

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員選出

日程第2 農地法等の規定に基づく報告について

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について（4件）

報告第2号 農地転用事実確認願いについて（2件）

報告第3号 農地法の適用を受けない事実確認願いについて（2件）

報告第4号 農地法第3条の規定による許可取消について（1件）

日程第3 農地法の規定による許可申請処理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（33件）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について（3件）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について（7件）

日程第4 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

議案第4号 ・新規（3件）

・再設定（4件）

その他

5. 農業委員会事務局職員

本局局長	小林 成樹	中里事務所 副参事	滝沢 進
本局 農地係長	宮澤 国彦	松代事務所 主査	高橋 千春
本局 主査	田村 聡子	松之山事務所 主査	大口 雅樹
川西事務所 主査	角張希美子		

6. 会議の内容

別紙のとおり

6. 会議の内容

村山議長 それでは、これより第37回農業委員会総会を開会いたします。議事に入る前に議案の取扱いについて若干の変更がございます。「農地法による許可取消について」は、農業会議に確認したところ「報告案件で良い」ということでございましたので、今後は報告案件とさせていただきたいと思います。

では、本日の出席状況ですが、22番委員から欠席届が出ておりますので、24名中1名の欠席でございます。在任委員の過半数が出席でありますので、第37回総会が成立することを宣言いたします。次に、「議事録署名委員の選出」でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、議事録署名委員を指名させていただきます。第37回総会の議事録署名委員は9番委員と10番委員の両名にお願いいたしたいと思います。併せて、記録については事務局に一任いただければ幸いですがいかがでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。では、日程第2の「農地法等の規定に基づく報告について」でございます。報告事項は第1号から第4号まででございますので、事務局より報告をお願いいたします。

事務局 【報告第1号から第4号説明】

村山議長 ただいま事務局から報告事項がございましたが、第1号から第4号までの報告にご意見、ご質問等ございませんか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、次に議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」33件の申請が出ておりますのでご審議いただきたいと思います。では、確認報告いただきたいと思います。受付番号132番につきまして、所有権移転ですので事務局から説明願います。

事務局 【議案第1号、132番説明】

村山議長 はい、では132番の案件につきまして担当委員説明願います。

9番 両者に電話確認いたしました。申請のとおり間違いはないということでしたのでよろしく願いいたします。

村山議長 次に、133番、134番の案件につきましてお願いします。

事務局 【議案第1号、133番、134番説明】

村山議長 はい、この案件につきまして担当委員説明願います。

24番 この土地は隣り合わせに位置し、譲受人には電話で、譲渡人には電話と訪問で確認いたしました。間違いありませんでした。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に135番お願いします。

事務局 【議案第1号、135番説明】

村山議長 では、135番につきまして担当委員確認報告願います。

10番 こちらの案件は、両者電話にて確認いたしました。譲受人の別荘があり、隣接する土地が譲渡人の名義になっていたのを譲受人へ売買で所有権移転したいとのことでした。別荘ということで、こちらにきた時に家庭菜園をすると伺っております。記載のとおり間違いありません。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に136番担当委員確認報告をお願いします。

2番 譲渡人、譲受人、両者に電話にて確認しました。対価は特にないということで、畑に草を生やさない程度で良いという約束とのことでした。記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に137番お願いします。

事務局 【議案第1号、137番説明】

村山議長 では、次に137番担当委員確認報告をお願いします。

11番 21日に両者に確認いたしました。親子なので贈与ということでもあります。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に138番お願いします。

事務局 【議案第1号、138番説明】

村山議長 では、138番の案件につきまして担当委員確認報告をお願いします。

23番 両者に確認したところ、間違いありませんでした。関係は兄弟ということで贈与ということになりました。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に139番、賃借権設定ですので担当委員確認報告をお願いします。

12番 両者に電話で確認しました。記載のとおり間違いありませんということでした。

村山議長 はい、次に140番お願いします。

事務局 【議案第1号、140番説明】

村山議長 では、140番の案件につきまして担当委員確認報告をお願いします。

12番 21日に電話にて確認しました。記載のとおり間違いありません。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に141番お願いします。

事務局 【議案第1号、141番説明】

村山議長 では、141番の案件につきまして担当委員確認報告をお願いします。

2番 両者に電話にて確認をしました。記載のとおり間違いがないということです。この二人は兄妹ということで贈与になりました。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に142番担当委員確認報告をお願いします。

10番 電話と面談で確認してまいりました。申請のとおり間違いありません。よろしくお願いいたします。

村山議長 次に、143番は所有権移転ですので事務局説明願います。

事務局 【議案第1号、143番説明】

村山議長 これは、私の担当でございますので報告します。この場所は、県道に面した田んぼ1枚になっているところです。譲渡人は、ご高齢で施設に入っておられる方で確認が難しく、弟さんに連絡するも連絡がつかず、間に業者が入っておりましてので業者にも連絡を取り間違いがないということを確認しました。譲受人にも確認いたしました。以上です。

村山議長 次に、144番は所有権移転ですので事務局説明願います。

事務局 【議案第1号、144番説明】

村山議長 では、144番の案件につきまして担当委員確認報告をお願いします。

13番 譲渡人は、元は北鎧坂の出身で譲受人とは同級生ということです。22日と24日に電話にて確認いたしました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に145番について担当委員確認報告をお願いします。

14番 譲受人から、「この土地は、去年は耕作せずに雑草が生い茂り、カメムシが大発生し、周辺の田んぼに影響があったので、今年は自分が管理しようか」ということで相談がありました。農業委員会に第3条で申請するよう伝えたところ、申請が出た案件であります。譲渡人にも、6月19日に確認し、申請のとおり間違いがないことでしたので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に146番について担当委員確認報告をお願いします。

19番 両者、電話にて確認を取りました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に147番から155番まで担当委員確認報告をお願いします。

1 番 147番から155番まで、9件あるのですが、全て小松原地区にある圃場です。個人の方が8名、法人が1社いらっしゃいます。個人は契約期間10年、法人は契約期間5年という内容になっております。記載の内容については間違いないのですが、法人所有の場所は維持管理ができていますので、すぐに作付けができる状態ですが、個人が保有している土地は耕作していなかったため荒れた圃場になっているので、作付けするには3年ほど期間がほしいということのようで、3年間は無償で貸し、その後、対価は記載のとおり2,400円/10aを支払うということで、両者から確認が取れています。全て、電話で確認を取っておりますのでよろしくお願いいたします。

村山議長 はい、次に156番、157番、159番について説明願います。

事務局 【議案第1号、156番、157番、159番説明】

村山議長 では、156番、157番、159番の案件につきまして担当委員確認報告をお願いします。

9 番 156番、157番、159番は譲渡人が同じ方です。156番、157番に関しては、譲受人の自宅付近の土地だそうです。譲渡人が土地を処分したいために贈与となっております。159番に関しては、もともと耕作してもらっているため売買で所有権移転となっております。全て、記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願いいたします。

村山議長 次に、158番は所有権移転ですので事務局説明願います。

事務局 【議案第1号、158番説明】

村山議長 では、158番の案件につきまして担当委員確認報告をお願いします。

9 番 譲渡人、譲受人とも電話で確認をいたしました。記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願いいたします。

村山議長 次に、160番は所有権移転ですので事務局説明願います。

事務局 【議案第1号、160番説明】

村山議長 では、160番の案件につきまして担当委員確認報告をお願いします。

21番 電話にて両者に確認を取りました。記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願いいたします。

村山議長 はい、続きまして161番について担当委員確認報告をお願いします。

21番 電話で両者に確認を取りました。160番は所有権移転、161番は使用貸借権と権利の種類が違いますが、確認したところ、記載のとおり間違いありませんでした。

のでよろしく願いいたします。

村山議長 次に、162番は所有権移転ですので事務局説明願います。

事務局 【議案第1号、162番説明】

村山議長 では、162番の案件につきまして担当委員確認報告願います。

23番 両者に確認したところ記載のとおり間違いありませんでしたのでよろしく願いいたします。

村山議長 次の163番も所有権移転ですので事務局説明願います。

事務局 【議案第1号、163番説明】

村山議長 では、163番の案件につきまして担当委員確認報告願います。

11番 両者には6月22日に電話で確認いたしました。よろしく願いいたします。

村山議長 次の164番も所有権移転ですので事務局説明願います。

事務局 【議案第1号、164番説明】

村山議長 では、164番の案件につきまして担当委員確認報告願います。

4番 両者に確認しました。もともと譲受人が耕作していた土地であります。譲渡人の方から処分したいので買ってほしいと話があったそうです。記載のとおり間違いありませんのでよろしく願いいたします。

村山議長 はい、ただいま「農地法第3条の規定による許可申請について」確認報告をしていただきましたが、今までの案件の中で、ご意見ご質問ございますか。

20番 147番から155番にかけて譲受人が千葉の方で、3年間は耕作せず管理するということですが、この譲受人は、新しい会社なのか、現在も同じように耕作されているのか。

また、譲渡人が津南町の方が多いので、この話は津南町のほうから来た話なのか、直接、十日町に来た話なのか分かりますか。

村山議長 事務局より補足説明させていただきます。

事務局 補足説明いたします。譲受人の「有限会社とみのさと」ですが、経営規模としては、千葉県の方で農地所有適格法人として農業経営を行っております。耕作面積としては約20haを既に千葉県で耕作しています。さらに規模は大きく、富里市以外の市町村にも借りて耕作しているということです。今回、十日町市に来る前に、既に津南町に農地を借りている実績があります。今回、気候が千葉県と異なる場所を探していたところ、人づてに小松原を見つけたということで十日町に相談が来たということです。作物は、高原野菜を作る予定のようです。

村山議長 ほかに、ご意見ご質問ございますか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にならぬでございますので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」33件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この33件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。続きまして議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」3件の申請が出ておりますので、ご審議いただきたいと思います。では、事務局説明願います。

事務局 【議案第2号、9番説明】

村山議長 では、9番の案件につきまして担当委員説明願います。

9番 約1か月半前に事務局に「違反転用ではないか」と連絡がありました。そこで、私が現地を確認した後に申請がありました。申請人には電話で確認しました。その後、事務局と現地確認し、間違いないということでした。よろしく願います。

村山議長 ただいま、担当委員より説明がありましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にならぬでございますので、10番説明願います。

事務局 【議案第2号、10番説明】

村山議長 では、10番の案件につきまして担当委員説明願います。

4番 6月19日に中里事務所の担当者と現地確認しました。現地は、盛土がしてあり調整が終わった後でした。違反転用になっております。その後、面談にて確認をしました。許可前に着工してしまい申し訳なかった、とのことでした。記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願いいたします。

村山議長 ただいま、担当委員より説明がありましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にならぬでございますので、11番説明願います。

事務局 【議案第2号、11番説明】

村山議長 では、11番の案件につきまして担当委員説明願います。

14番 6月20日に現地を確認してまいりましたが、特に問題はございませんでした。その後、電話確認したところ申請のとおり間違いがないということでしたのでよろしく願いいたします。

村山議長 ただいま、担当委員より説明がありましたが、ご意見ご質問ございませんでしょうか。

（意見、質問なし）

村山議長 特にないようでございますので、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」3件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この3件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。続きまして議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」7件の申請が出ておりますので、ご審議いただきたいと思います。では、事務局説明願います。

事務局 【議案第3号、19番説明】

村山議長 では、19番につきまして担当委員説明願います。

23番 本人に確認したところ、記載のとおり間違いがないということでした。よろしく願いいたします。

村山議長 19番の案件につきまして担当委員より説明がありましたが、ご意見ご質問等ございますか。

（意見、質問なし）

村山議長 特にないようでございますので、20番説明願います。

事務局 【議案第3号、20番説明】

村山議長 では、20番につきまして担当委員説明願います。

11番 6月22日に事務局と現地確認してきました。また、両者にも同日確認いたしました。よろしく願いいたします。

村山議長 はい、20番の案件につきまして担当委員より説明がありましたが、ご意見ご質問等ございますか。

（意見、質問なし）

村山議長 特にないようでございますので、21番説明願います。

事務局 【議案第3号、21番説明】

村山議長 では、21番につきまして担当委員説明願います。

15番 記載のとおり間違いありませんのでよろしくお願いします。23日に事務局と現地確認をしてございます。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、21番の案件につきまして担当委員より説明がありましたが、ご意見ご質問等ございますか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、22番説明願います。

事務局 【議案第3号、22番説明】

村山議長 では、22番につきまして担当委員説明願います。

14番 6月20日に現地を確認しましたが、特に問題はありませんでした。6月23日に譲渡人に電話で確認いたしました。翌日の24日に譲受人に確認したところ、申請のとおり間違いないと回答をいただいております。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、22番の案件につきまして担当委員より説明がありましたが、ご意見ご質問等ございますか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、23番説明願います。

事務局 【議案第3号、23番説明】

村山議長 では、23番につきまして担当委員説明願います。

24番 この案件については、2月に申請が出て許可されたものですが、2月だったので雪消えとともに確認したところ整地されており、許可を取り消し、新たに5条で申請したいということで、確認が取れております。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、23番の案件につきまして担当委員より説明がありましたが、ご意見ご質問等ございますか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、24番説明願います。

事務局 【議案第3号、24番説明】

村山議長 では、24番につきまして担当委員説明願います。

24番 21日に事務局と現地確認してまいりました。自宅の裏にあるところですが、新築した時に借りていた土地をコンクリートにしまい、そのまま露天駐車場として使用したいということで申請したそうです。双方とも、訪問にて確認しました。よろしくお願いいたします。

村山議長 はい、24番の案件につきまして担当委員より説明がありましたが、ご意見ご質問等ございますか。

(意見、質問なし)

村山議長 特にないようでございますので、25番説明願います。

事務局 【議案第3号、25番説明】

村山議長 では、25番につきまして担当委員説明願います。

9番 両者に6月18日に電話で確認いたしました。また、事務局と6月22日に現地を確認しております。申請のとおり、間違いないということですので、よろしく願います。

村山議長 はい、25番の案件につきまして担当委員より説明がありましたが、ご意見ご質問等ございますか。

(意見、質問なし)

村山議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」7件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。この7件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしということでございますので、そのように決定させていただきます。続きまして、議案第4号「農用地利用集積等促進計画に対する意見について」でございまして。今月は新規が3件、再設定が4件でございます。まず、事務局の概要説明の後、確認報告をお願いします。

事務局 【議案第4号、権利の移転、新規、再設定の説明】

村山議長 それでは、新規設定につきましては各委員より確認報告いただきたいと思います。まず、6番推進委員より確認報告をお願いします。

推6番 6月20日に双方へ電話で確認を取りましたが、記載のとおり間違いありませんので、よろしく願います。

村山議長 はい。次に推進委員15番より確認報告をお願いします。

推15番 6月20日に電話にて確認しました。この案件は、大黒沢の圃場整備の関連で、全部の農地を一度、新潟県農林公社へ渡し、自分で耕作する場合も新潟農林公社を通して借りることになっており、そのため、譲受人、譲渡人共に同じ人になっております。記載のとおり間違いありませんのでよろしく願います。

村山議長 はい。次に推進委員30番より確認報告をお願いします。

推30番 受付番号50番ですが、6月19日にご自宅に訪問し確認いたしました。譲受人は、4月に新規就農で認定を受けております。譲渡人にも確認を取っております。よろしくをお願いします。

村山議長 はい。ただいま確認報告いただきましたが、これについてご意見・ご質問ないでしょうか。

(意見、質問なし)

村山議長 特に、ご意見ご質問が無いようでございますが、新規設定3件、再設定4件に関して「適当」と回答いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

村山議長 異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。それでは、以上をもちまして議案について全て終了いたしましたので、第37回総会を終了いたします。最後の総会に、ご協力ありがとうございました。